23

愛知県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例	H14.3 H19.3 改正 H22.3 改正 H25.3 改正 H28.3 改正 H31.3 改正 R4.3 改正	＜航空宇宙関連産業の製造業＞ ○要件 次のいずれにも該当すること ①設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産等の固定資産取得費用（土地を除く） ②常時雇用する労働者が5人以上 ③原則、家屋取得後6ヶ月以内に事業を開始すること ④事業を開始した日から3ヶ月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が 1/2 以上であること ○対象不動産 〔対象家屋〕 免除対象事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 〔対象土地〕 対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象となる家屋を取得した場合の敷地となる土地	次のいずれかの区域に該当すること ①「アジア№1航空宇宙産業クラスター形成特区」（以下「特区」）の区域 ②特区の区域が所在する市町村の長の申出に基づき、知事が指定した区域	—	—	課税免除

		＜製造業･運輸業等＞ ○要件 次のいずれにも該当すること ①設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産等の固定資産取得費用（土地を除く） ②常時雇用する労働者が5人以上 ○対象不動産 〔対象家屋〕 事業（対象区域ごとに知事が指定）の用に供するために、新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 〔対象土地〕 対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象となる家屋を取得した場合の敷地となる土地	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域	―	―	課税軽減 ○中小企業者 不動産取得税額の3/4に相当する額 ○その他 （大企業等） 不動産取得税額の1/2に相当する額

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
21世紀高度先端産業立地補助金	H24.4 H27.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.1 改正	高度先端産業に係る工場を新増設等する企業	(1)固定資産取得費用 （土地を除く） ○大企業 50 億円以上 ○中小企業 2億円以上 (2)雇用要件 新増設に伴い、下記の新規常用雇用者の増加があること ○大企業 20 人以上 ○中小企業 5人以上	○大企業 県内全域 ○中小企業 県と同様の補助制度をもつ市町村	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業であって、製品又は研究内容に高度先端性が認められるもの ア 航空宇宙関連 イ 環境・新エネルギー関連 ウ 健康長寿関連 エ 情報通信関連 オ 先端素材関連 カ ナノテクノロジー関連 キ バイオテクノロジー関連	固定資産取得費用（土地を除く）の 10%（既設工場内の設備を一新する場合は5%）以内	100 億円（投資額が 300 億円以下の場合は 10 億円）
			但し 300 億円を超える投資案件の場合は、300 億円を超える投資額 100 億円毎に 10 人の常用雇用者を追加			但し 300 億円を超える投資案件の場合は 300 億円を超える額の5%を 10 億円に追加	
		高度先端産業に係る研究所を新増設等する企業	(1)固定資産取得費用 （土地を除く） ○大企業 5億円以上 ○中小企業 2億円以上 (2)雇用要件 要件なし	県内全域		固定資産取得費用（土地を除く）の 20%（既設工場内の設備を一新する場合は 10%）以内	100 億円（投資額が 300 億円以下の場合は 10 億円）
			但し 300 億円を超える投資案件の場合は、300 億円を超える投資			但し 300 億円を超える投資案件の場合は 300 億円	

			額 100 億円毎に 10 人の常用雇用者を追加			を超える額の5%を 10 億円に追加	
新あいち創造産業立地補助金 Aタイプ	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R4.4 改正	20 年以上、県内(新増設等を行う市町村内)に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 25 億円以上 ○中小企業 1億円以上 (2) 雇用要件 支援期間中において、下記の常用雇用者を維持 ○大企業 100 人以上 ○中小企業 25 人以上	県と同様の補助制度をもつ市町村	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア 自動車関連 イ 航空宇宙関連 ウ 環境・新エネルギー関連 エ 健康長寿関連 オ 情報通信関連 カ ロボット関連 ○愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種	固定資産取得費用(土地を除く)の 10%以内	10 億円
新あいち創造産業立地補助金 Bタイプ	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R4.4 改正	サプライチェーンの中核をなす非代替な部品・素材分野の工場・研究所の新増設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 5億円以上 ○中小企業 2,000 万円以上 (2)雇用要件 新増設等を行う工場等で下記の常用雇用者の増加があること ○大企業 20 人以上 ○中小企業 5人以上	県内全域	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア 自動車関連 イ 航空宇宙関連 ウ 環境・新エネルギー関連 エ 健康長寿関連 オ 情報通信関連 カ ロボット関連	固定資産取得費用(土地を除く)の 10%(既設工場等内の設備を一新する場合は5%)以内	10 億円
		高い成長性が見込まれ	(1)固定資産取得費用				

		る分野又は企業で、工場・研究所の新増設等を行う企業	（土地を除く） ○大企業 25 億円以上 ○中小企業 2,000 万円以上 (2)雇用要件 新増設を行う工場等で下記の常用雇用者の増加があること ○大企業 20 人以上 ○中小企業 5人以上				
		大規模感染症リスク対策として重要な製品分野（供給が不足する医療物資又は新しい生活様式・DX 関連製品）	(1)固定資産取得費用 （土地を除く） ○大企業 5億円以上 ○中小企業 2,000 万円以上 (2)雇用要件 新増設等を行う工場等で下記の常用雇用者の増加があること ○大企業 20 人以上 ○中小企業 5人以上		大規模感染症リスク対策として重要な製品分野（供給が不足する医療物資又は新しい生活様式・DX 関連製品）		
新あいち創造産業立地補助金 C タイプ	R4.4	新たにオフィス（シェアオフィス等を含む）を設ける県内に拠点のないソフト系 IT 企業	○県内に拠点のないこと ○IT 技術者が2名以上常駐すること	県内全域	○次の各分野の事業を行う企業 ア ソフトウェア業 イ 情報処理・提供サービス業（調査業等は除く） ウ インターネット付随サービス業	○オフィス賃借料 、機器リース料 、通信回線料 、オフィス移転・改修費 については1／2以内 ○IT 技術者への雇用加算については50万円／人	初年度：1,000 万円 2・3 年目：350 万円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
パワーアップ資金「地域未来投資」貸付制度	H8.4 H21.4 改正 H22.4 改正 H30.4 改正 R5.4 改正	中小企業者	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者	地域未来投資促進法に基づく承認を受けた計画地域	地域未来投資促進法に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金	3年　年 1.0% 5年　年 1.1% 7年　年 1.2% 10 年　年 1.3% 15 年　年 1.5% （据置1年以内） ※10･15 年は設備資金のみ	2億円

〈リース〉

リース主体	適用基準	優遇措置の内容
愛知県企業庁	愛知県企業庁造成の以下の地区に立地する企業 (1)臨海用地 ①衣浦 14 号地 ②御津1区 ③田原1区・田原1区（ふ頭） (2)中部臨空都市 ①空港島 ②空港対岸部	・貸付期間 10～20 年 ・更新なし ・期間の途中及び満了時において売却可 （中部臨空都市については、売却切替え時に優遇制度有り） ・年間賃貸料 (1)臨海用地　分譲価格×3%＋固定資産税相当額 (2)中部臨空都市 分譲価格×4.2%＋固定資産税相当額 ・保証金 月額賃貸料×12～24 か月分（契約終了時に返還）